

今後の進め方



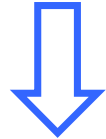
令和6年7月30日

今後の進め方

流域治水プロジェクト

河川管理者が取り組む河川区域での対策に加え、市町村、企業、住民などが取り組む集水域や氾濫域でのハード・ソフト一体の対策の全体像をとりまとめたもの

第10回 物部川水系流域治水協議会（令和6年7月30日）



- 流域治水プロジェクトの進捗状況等
- 気候変動の影響による降雨量の増加と水害リスク
- 物部川で考えられる対策

第11回 物部川水系流域治水協議会



- 物部川水系流域治水プロジェクトの変更案

流域治水プロジェクト2.0の策定・公表

集水域・氾濫域での

市町村、企業、住民等による対策

物部川水系河川整備基本方針

長期的な河川整備の方向性を定める法定計画

社会資本整備審議会

物部川水系河川整備計画

河川管理者による河川整備の内容を定める法定計画

物部川流域学識者会議



- 流域治水プロジェクト2.0のメニューについて、施設の諸元を具体化し、河川整備計画の変更案を作成・審議

関係自治体・関係住民からの意見聴取



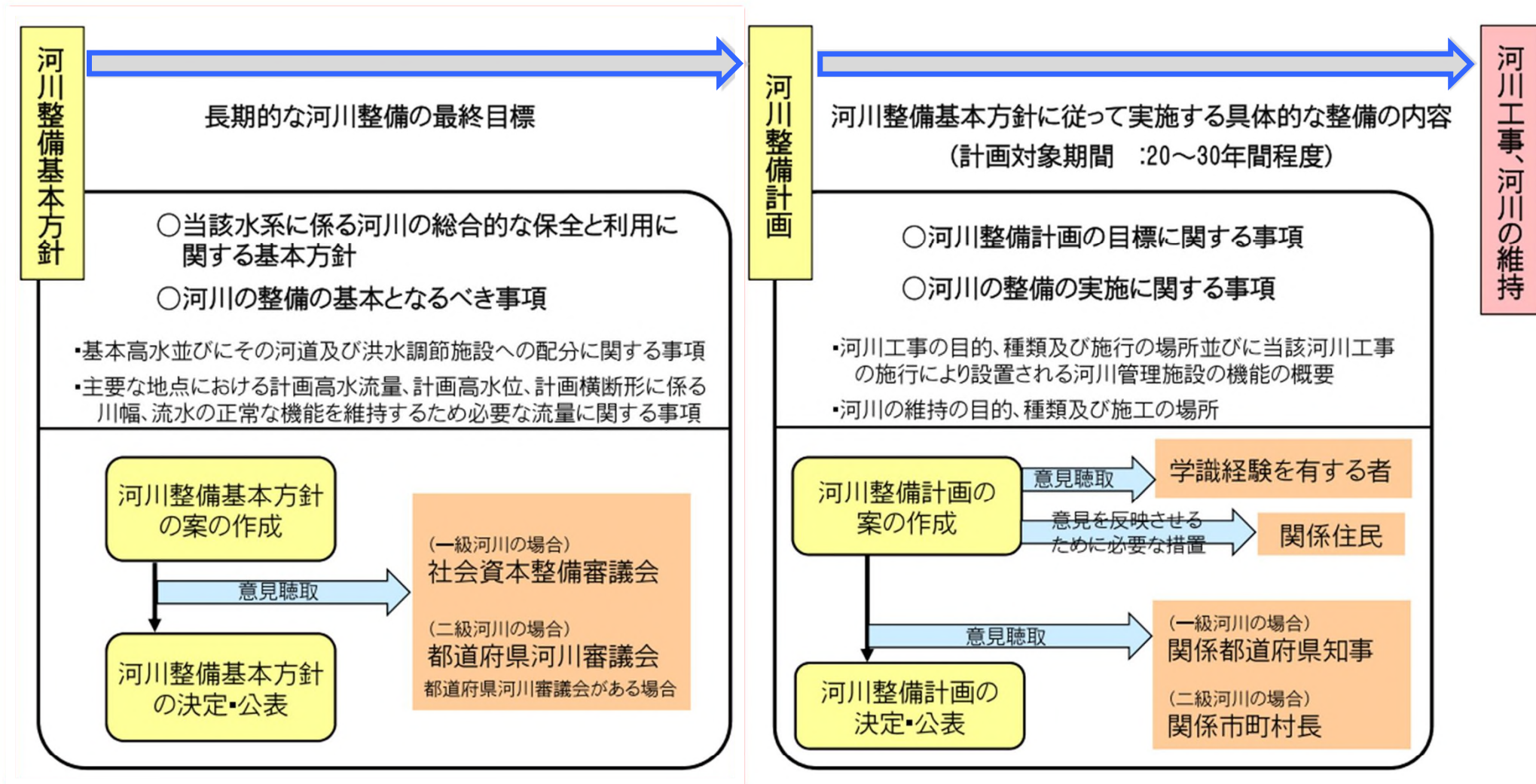
- 河川整備計画の変更案

河川整備計画の変更・公表

どんな洪水が発生しても
「犠牲者ゼロ」となる状態を目指して
流域治水プロジェクト2.0に追加
した対策を、あらゆる関係者の協働
により実施

対策の実施に向けて地域住民等へ
丁寧に説明し合意形成を図るととも
に、更なる対策の追加等プロジェクト
の不断の見直しにも取り組む

【参考】河川整備基本方針と河川整備計画の概要



河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)
(河川整備基本方針)
第十六条 (略)
2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
4~5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。